

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

# 縣報 第四百卅六號

明治卅八年五月十五日 和歌山縣

○公文

○和歌山縣令第二十一號

明治三十七年一月一本縣令第九號害蟲驅除豫防法施行規則ニ左ノ通り追加ス

明治三十八年五月十二日

和歌山縣知事 伯爵 清 樓 家 教

第三條へ左ノ一項ヲ加フ

前項苗代整地ノ際作人ハ其ノ住所氏名ヲ記シタル標杭ヲ苗代ニ建設スヘシ

第七條 第一項ノ末ニ左ノ四十二字ヲ加フ

此ノ場合ニ於テ郡長ハ作人ヲシテ其ノ住所氏名ヲ記シタル標杭ヲ田畑ニ建設セシムルコトヲ得

○和歌山縣訓令甲第二十三號

郡 役 所  
市 役 所

害蟲驅除豫防方法、命令、監督其ノ他ノ事項左ノ通り心得ヘシ

明治三十八年五月十二日

和歌山縣知事 伯爵 清 榎 家 教

第一項 苗代ノ整理

(イ) 一 大字中適宜敷箇所ニ模範共同苗代ヲ設置セシムルコト

(ロ) 共同苗代ノ設置ヲ難シトスル地方ニアリテハ最寄集合苗代ヲ設置セシメ漸次共同苗

代設置ノ素地ヲ爲サシムルコト

(ハ) 苗代ニハ作人ノ住所氏名ヲ木札、杭、割竹ノ類ニ記載シ苗代毎ニ建設セシムルコト

第二項 害蟲驅除豫防ノ方法

該方法ハ害蟲驅除豫防法施行手續ニ示サレタル方法中地方適切ノモノヲ選ヒ適宜施行ス  
ヘシト雖トモ可成一定ヲ期スル爲メ左ニ其ノ標準ヲ掲ケ

一、苗 代

螟 蟲

(イ) 捕 蛾

(ロ) 採 卵

(一) 作人自ラ從事スルハ勿論小學校兒童ヲシテ課程時間外ニ害蟲ノ捕採ヲ奨励スルコト

(二) 生徒ノ捕採シタルモノヲ町村又ハ農會等ニテ買收スルトキハ其金員ハ各兒童所有ノ區別ヲ明カニシ學校ニ於テ貯蓄管理スルコト

(三) 捕採シタル蛾卵ハ總テ焼却スルコト

(ハ) 捕蛾、採卵ハ苗代期中六回以上相當區域ヲ劃シ一齊驅除ヲ施行スルコト

浮 塵 子

捕蟲網驅除

(イ) 播種后二十五日ヲ經タル苗代ハ毎朝捕蟲網ヲ以テ掬ヒ捕ルコト

(ロ) 注油驅除

(一) 苗代期ニ於テ苗ノ幼弱ナルトキハ水ヲ多ク用ヒテ苗ヲ水面下ニ沒セシメ石油ヲ注キテ驅除ヲ行フコト

(二) 苗ノ生長シテ四五寸以上ニ達セシ場合ニハ淺ク一寸位ニ水ヲ注キテ石油ヲ注キ捕蟲網ニテ葉先キヲ輕ク拂ヒツ、害蟲ヲ水面ニ落スカ柔カキ青世ニテ苗ノ葉先キヲ幾回モ丁寧ニ拂ヒ驅除スルコト

(三) 石油量ハ一反歩ニ付一升五合乃至二升トシ苗ノ硬柔ニ應シ加減スルコト

- (四) 捕獲シタル浮塵子ハ石油ヲ滴下シヨル桶ニ投シテ殺滅スルコト
- (五) 本田へ移植前必ス注油驅除ヲ行フコト
- (六) 本田へ移植后日ヲ期シ苗代ニ於テ仕舞驅除(殘存スル耳苗又ハ不ト)テ一齊ニ行フコト

椿象 蟲

(イ) 捕 殺  
右以外ノ害蟲ハ害蟲驅除豫防手續中ニ示シタル方法内ニ就キ施行スルコト

二木 出 蟬 蟲

(イ) 枯穂採リ

五日目毎ニ枯穂ノ莖ヲ根元ヨリ切テ蝕害ノ散亂セザル様取蠶メ焼却スルコト

(ロ) 半白穂ハ鎌入前ニ於テ切採リ焼却スルコト但シ根ヲ振落スハ作人ノ隨意ヨルヘシ

(ハ) 株切リ

害蟲發生多クシテ枯穂ノ採取ノミニシテ尙懸念アルトキハ其ノ地方區域ヲ限リ之ヲ施行スルコト

(ニ) 株掘リ

- (一) 三ノ眞蟲ノ發生甚クシクシテ枯穂採リヲ施行スルモ尙懸念アルトキハ區域ヲ限リ之ヲ施行スルコト
- (二) 掘取リタル株ハ焼却スルコト
- (三) 雨天和キノ爲メ株ノ焼却ヲ爲フヲ得サルトキハ深坑ヲ穿テ埋没シ株上一尺以上土ヲ蔽フコト
- (ホ) 葉ノ處分
- (一) 白穂刈取リヲ行ヒテ尙懸念アルトキハ葉ノ處分ヲ行フコト
- (二) 葉ハ春期三月下旬迄ニ堆積肥等トシテ處分スルコト
- (三) 使用ノ材料トシテ四月以后永ク保存スヘキ葉ハ甘蔗糞リニテ糞ルカ糞糞テニテ打ツカ若クハ納屋等ニ密閉シテ蛾ノ飛散ヲ防クコト
- (四) 田圃ノ畦畔堤塘等ニ「ス、キ」等トナシテ藪ヲ貯藏スルモノハ三月下旬迄ニ取り除キ前號ノ處分ヲ爲スコト
- (イ) 浮塵子
- (イ) 注油驅除
- (一) 本田ニ於ケル注油驅除ハ發生甚クシカラサル以前ニ注意シテ發生ノ程度ニ應シテ三回以上行フコト

(二) 石油ノ用量ハ一反ルニ付一升五合乃至一升五合トシ稻稈ノ硬柔ニ應シテ加減スル

(三) 浮塵子ノ幼蟲ノ多キ時代ニ行フコト

(四) 注油驅除ハ午前ニ於テ浮塵子ノ不活澁ナク時ニ行フコト

(イ) 捕殺

幼稚ノ家鴨ヲ放テ啄食セシムルコト

右以外ノ害蟲ハ害蟲驅除豫防手續中ニ示シタル方法ノ内ニ就キ施行スルコト

第三項 命 令 (本命令ハ市ヲ除ク)

町村ノ報告又ハ其ノ報告ヲ受ケザルモ疑其ノ他ノ害蟲ノ發生ヲ認メ又ハ發生ノ虞アルヲ知リ驅除豫防施行ノ必要アリト認メタルトキハ其ノ地方區域、期限、及驅除豫防ノ方法ヲ指定シ驅除豫防ノ命令ヲ發スルコト

第四項 督 郡市役所

一 郡市長ハ其ノ部内ヲ數區ニ割リ郡市書記以下ヲシテ驅除豫防監督ノ事務ヲ分担セシムルコト

二 郡市長ハ必要ト認メタルトキハ應機出張視シテ驅除豫防ノ監督ヲ爲スコト

三 郡長ハ苗代時期前ニ於テ又ハ適當ノ時期ニ於テ町村長及町村委員ヲ適宜ノ場所ニ召集シ害蟲驅除豫防ノ方法及監督順序ヲ説示スルコト此場合ニ於テハ可成其ノ地方關係ノ警察署長又ハ分署長ノ臨席ヲ求ムルコト

四 郡長ニ於テ驅除豫防ノ命令ヲ發シタルトキハ必ス相當郡書記ヲ相當區ニ派遣シ其ノ命令ヲキトキト雖モ可成巡視セシムルコト

五 郡長ハ各町村市長ハ市内ニ於テ(大字又ハ部落)其區域毎ニ害蟲驅除豫防委員ヲ設ケシムルコト但シ從來町村ニ於テ設置シタル驅除豫防委員ノ設置區域及人員ニシテ適當ナルトキハ特ニ設ケルノ必要ナシ

六 町村長ヲシテ驅除豫防委員ト共ニ苗代時期前又ハ適當ノ時期ニ於テ其ノ町村内地主及作人ヲ召集シ驅除豫防ニ關スル主旨及方法ヲ親シク説示セシムルコト此ノ場合ニ於テハ其ノ町村駐在巡査ノ臨席ヲ求メシムルコト

七 郡長ハ町村委員、市長ハ市委員ヲシテ苗代ニアリテハ少ナクモ二日目毎ニ本田ニアリテハ五日目毎ニ受持區域内ヲ巡視シ害蟲、卵、枯穂等アルヲ認メタルトキハ作人ヲミテ直ニ捕獲又ハ採取セシムルコト

八 捕獲、採取シタル害蟲其ノ他ノ物件ハ市町村委員ニ差シ出サシメ市町村委員ヲシテ其ノ員數ヲ調査記帳シタル上燒却セシムルコト

九 買收方法ヲ定メタル地方ユアリテハ其ノ方法順序ヲ經テ燒却セシムルコト  
 十 害蟲驅除豫防監督ニ關シ警察署長又ハ全分署長ニ協議シ常ニ之カ補助ヲ求ムルコト  
 第五項 臺帳及報告

一、郡

(イ) 郡長ニ於テ發シタル害蟲驅除豫防ニ關スル部令又ハ告示其ノ他重要ナル事項ハ時々知事ニ報告スルコト但シ緊急ト認メタルモノハ先ツ電報シ詳細書面ヲ以テ報告スルコト

(ロ)

前號ノ報告中令書其ノ他原本ノ初葉欄外ニ害蟲驅除豫防ニ關スル報告ト朱記シ末尾ニハ郡長之ニ認印シタル儘ニテ送達シ其ノ他普通報告ハ初葉欄外ニ害蟲驅除ニ關スル報告ト朱記スルノ外向郡長署名等ハ通常ノ通りタルヘシ

(ハ)

町村長ヨリ差出シタル害蟲驅除豫防實況及ヒ功程ヲ取纏メ(其ノ數量ニ係ルモノハ町村計ヲ列記シタル報告書ヲ製シ)毎月二回(廿日)知事ニ差出スコト

(ニ)

毎年十一月(株切、株捌ヲ爲シタルトキ)ハ該表ニ限リ十二月中(更ニ事件毎ニ全期ヲ通シ統計シ報告スルコト

二、市、町、村

(イ)

第一號、第二號、第五號様式ニ依リ臺帳ヲ製シ第三號、第四號、第六號様式ニ依リ害蟲驅除豫防ノ實況及ヒ功程ヲ報告セシムルコト

(ロ) 第二期眞蟲驅除ニ關スル臺帳及ヒ報告様式ハ畧スルモ前表ニ準スルモノトス  
 第一號様式  
 捕蛾、採卵、測滴

市町村害蟲驅除豫防委員 氏名

檢閲印	施行月日	捕 蛾		採 卵		苗代反別	従事人員	作人氏名
		二化	三化	二化	三化			
計	何月何日	四〇	五〇	九〇	一〇七	二二四	三二二	何畝歩
								何人
								何ノ誰

一人別ニ測製シ置キテ驅除施行毎ニ記入スルモ妨ケナシ

第二號樣式

兼察燈殺蛾調簿

市町村害蟲驅除委員會 氏 名

檢閱印	大字各		点火場所	点火月日	天候	燈數	殺蛾數			備考 作人氏名		
	大字	何々					二化	三化	計			
計	大字	何々	字	何々	何月何日	晴	何箇	五〇	七〇	一二〇	何々	何 / 誰
					又(雨)							

縣報第四百卅六號

明治三十八年五月十五日

第三種郵便物認可

六

第三號樣式

捕蛾採卵報告

町 村 (郡)

施行月日	大字名	苗代箇數	苗代反別	二化性		三化性		驅除人員
				蛾卵計	計	蛾卵計	計	
計								

右報告候也  
年 月 日

郡 長 宛  
(知 事 宛)

町 村 長 印  
(郡 長 印)

第四號様式

豫察燈殺蛾報告

町 村 (郡)

大字名	燈數	何月何日晴		何月何日晴		何月何日雨		何月何日曇		何月何日晴		計
		二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	
		化	計	化	計	化	計	化	計	化	計	

計

右報告候也

年 月 日

郡 長宛  
(知事宛)

町 村 長印  
(郡 長印)

備考 本表ハ毎五分六日目ニ報告スルモノトス

縣報第四百廿六號

明治三十八年五月十五日

三種郵便物認可

七

第五號様式

枯穂莖採調簿

市町村害蟲驅除豫防委員 氏 名

何 ノ 誰 (一家ノ主戸  
姓名ヲ記ス)

計	檢閲印	施行月日	作付反別	枯穂莖採取數	従事人員	摘	要

備考 本簿ハ當初ノ驅除ヨリ最終ノ驅除ニ至ルマテ一人別ニ其ノ成績ヲ明瞭ナラシムル爲メ様式ノ如ク調製スルヲ要ス  
但シ一人ニ付紙半枚宛ニテ差支ナシ  
摘要欄ニハ降雨ノ爲メ施行ヲ延シタル場合ノ如キ其ノ他必要ト認ムル事項アリタルトキ記入スヘシ

第六號様式

自明治何年何月何日  
至明治何年何月何日

枯穂莖採取報告

大字名(大字ナキ町村)  
ハ本欄ヲ省ク

作付反別

枯穂莖採取數

驅除延人員

計

右報告誤也

年 月 日

郡 長宛  
(知事宛)

町村長印  
(郡長印)



○和歌山縣告示第百十三號  
 益田芳之助ヲ本縣廳病豫防吏員ニ命セリ  
 明治三十八年五月十三日  
 和歌山縣知事 伯爵 清 榎 家 敬

○町村長及助役ノ異動

海草郡記伊村助役 岩本 佐平 治  
 右五月十一日認可

那賀郡南野上村長 宮本 正太郎  
 那賀郡南野上村助役 稻田 精一  
 右五月十二日認可

○觀 測

明治三十八年五月十日ヨリ三日間當地氣象概況

種 類	五月十日		五月十一日		五月十二日	
	前 年	本 年	前 年	本 年	前 年	本 年

平均氣壓	七五九耗六	七五八耗九	七五七耗二	七六二耗九	七五二耗一	七六七耗九	
平均氣溫	一六度八	一四度九	一八度八	一五度九	二〇度七	一七度七	
最高氣溫	二三度一	一六度一	二五度四	二〇度七	二二度八	二二度四	
最低氣溫	九度七	一二度四	一二度〇	一二度〇	一五度五	一一度三	
最多風向	西北西	北	南	北東	南々西	南西	
平均風力	三米〇	一米二	五米九	一米五	九米七	三米一	
天 氣	晴	雨 曇	曇	曇	雨	晴	
雨雪量	一	八耗五	〇耗二	一	九耗二	一	
記 事	日曇現ル 午后四時 四十分海 上風雨ノ 警報到着	朝來ノ降 雨午後一 時半歇ム 夕刻海上 風雨ノ警	夕刻細雨 降ル	日曇現ル	終日時々 降雨ス 午前四時 ヨリ午後 二時迄南		

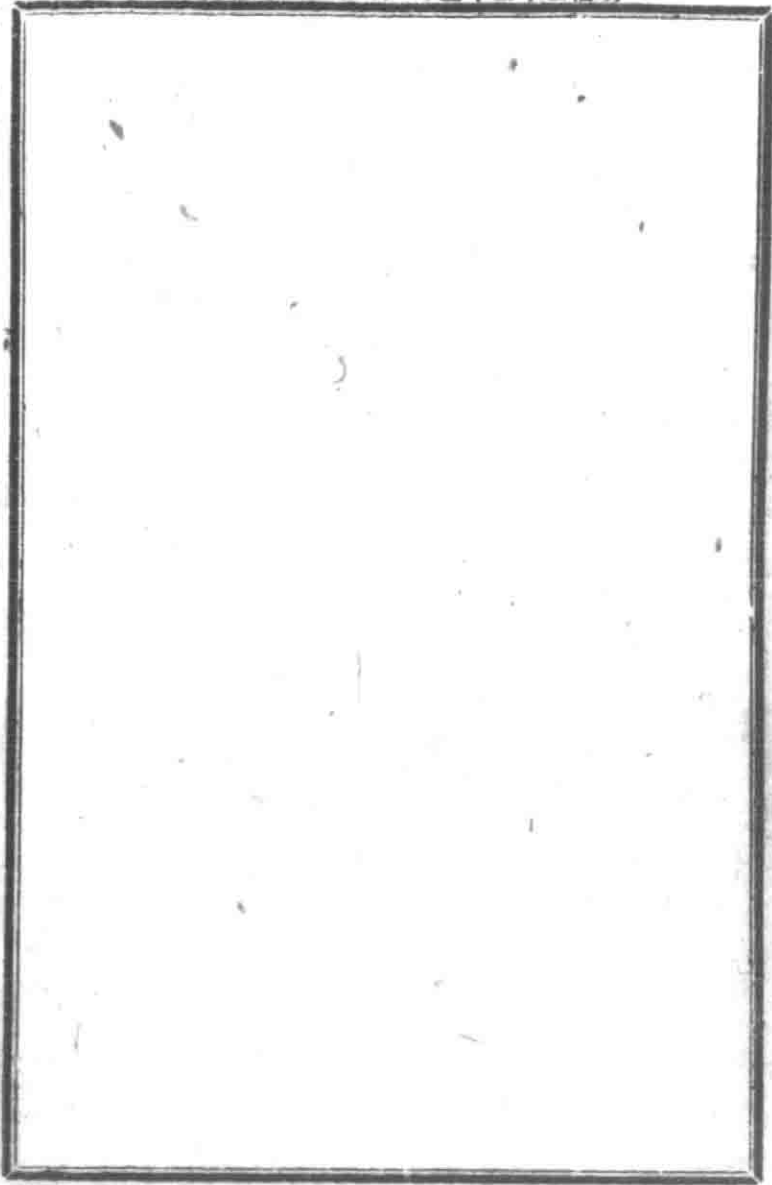
明治三十三年五月八日第三種郵便物認可

明治三十八年五月十四日印刷  
 明治三十八年五月十五日發行

(發行代價)  
 五分

和歌山縣

和歌山市久保町一丁目一號  
 印刷人 山本友次郎  
 和歌山市久保町一丁目一號  
 印刷所 丸天印刷部



縣報第四百廿六號

明治三十八年五月十五日 第三種郵便物認可

一〇終

	戒ヲ解除ス
	々西ノ暴風吹續(最強午前十時ニシテ一秒時甘米ノ速力)